

生産者・消費者双方のメリット向上のための
卸売市場を含めた食品流通構造の改革について

1. 基本的な考え方

- これまでの食品流通の中で卸売市場が果たしてきた集荷・分荷、価格形成、代金決済等の調整機能は重要であり、これについては、卸売業者、仲卸業者等の役割・機能が発揮され、今後も食品流通の核として堅持するべきである。
- 一方で、農業等の生産者の所得を向上させるとともに、消費者ニーズに的確に responding していくためには、卸売市場を含めて、新たな需要の開拓や付加価値の向上につながる食品流通構造を確立していくことが重要である。
- このような観点から、卸売市場を含めた食品流通の合理化と生鮮食料品等の公正な取引環境の確保を促進し、生産者・消費者双方のメリット向上のための食品流通構造の実現に向けて、一体性のある制度を構築すべきである。

なお、生産者・消費者双方にメリットのある食品流通構造の実現の観点から、生産、流通、消費の動向・実態を踏まえ、新たな制度の施行後5年を目途に検証し、必要な見直しを行うものとする。

2. 食品流通の合理化

(1) 卸売市場を含めた食品流通の合理化の方向性

ア 物流等の効率化

- パレット輸送による積み降ろしの円滑化、モーダルシフト、配送の共同化等による物流の効率化を推進する。
- また、生産者が、経営安定に向けて、多様な流通ルートの中から有利なルートを選択できる環境を整備する。

イ 情報通信技術等の活用

- 流通業務自体の最適化・効率化を図るとともに、生産者・実需者等のニーズに迅速・的確に対応するため、情報通信技術（ICT）等の技術を積極的に導入する。

ウ 鮮度保持等の品質・衛生管理の強化

- 食品流通段階における品質の保持を徹底するため、コールドチェー

ンの整備やH A C C Pによる衛生管理等の品質・衛生管理の取組を一層強化する。

エ 国内外の需要への対応

- 国内市場における加工・小分け需要の増加、海外市場への輸出に対応する取組を推進する。

(2) 食品流通の合理化に向けた計画の認定・支援

- 卸売市場関係者を含む流通事業者等が食品流通の合理化の方向性に即した取組を進めようとする場合には、その計画を国が認定し、これを融資、出資等により支援する。

3. 生鮮食料品等の公正な取引環境の確保

- 生鮮食料品等は、日持ちが短く生産量が増減するため、不公正な取引が発生しやすく、公正な取引環境を確保することが特に必要である。

(1) 生鮮食料品等の公正な取引環境の確保のための調査等

- 生鮮食料品等の取引において買い手が支配的な立場を濫用すること等のないよう、取引状況について農林水産省が定期的な調査を行い、不公正な取引が確認された場合には公正取引委員会に通知する。

(2) 生鮮食料品等の公正な取引の場としての卸売市場

- 生鮮食料品等の公正な取引の場として、国が方針を示すこととし、公正・透明を旨とする以下の共通ルールを遵守し、公正・安定的に業務運営を行える、高い公共性を有する卸売市場を国又は都道府県が、認定し公表するとともに、指導・検査監督する。

その際、一定水準以上の規模を有する卸売市場は「中央卸売市場」として国が認定し、それ以外は「地方卸売市場」として都道府県が認定する。

これら以外の現行卸売市場法の国による一律の規制等は行わず、今後は、販路拡大といった生産者ニーズも踏まえ、各市場の実態に応じて創意工夫を活かした取組等により、卸売市場を活性化する。

① 売買取引の方法の公表

公正・効率的な取引が行われるよう、せり売、入札、相対取引といった「売買取引の方法」を定め、公表する。

② 差別的取扱いの禁止

集荷面で全ての生産者が公平に扱われ、分荷面でも全ての仲卸業者・売買参加者が公平に扱われるよう、「差別的取扱い」を禁止する。

③ 受託拒否の禁止

生産者にとって確実な出荷先を確保できるよう、中央卸売市場については、生産者から販売委託の申込みがあった場合に、正当な理由がある場合を除き、卸売業者による「受託拒否」を禁止する。

④ 代金決済ルールの策定・公表

生産者が出荷した農産物の代金が早期かつ確実に回収されるよう、「代金決済ルール」を定め、これを公表する。

⑤ 取引条件の公表

卸売市場における取引の透明性を高めるよう、「取引条件（委託手数料、各種奨励金、実務的ルール等）」を公表する。

⑥ 取引結果の公表

卸売市場における取引の透明性を高めるよう、「取引結果（数量・価格、委託手数料・各種奨励金等）」を公表する。

⑦ その他の取引ルールの公表

その他の取引ルール（第三者販売の原則禁止、直荷引きの原則禁止、商物一致の原則等についてのルール）については、卸売市場の調整機能維持に十分配慮しつつ、卸売市場の活性化に資する視点に立ち、卸売市場ごとに、特定の事業者の優遇にならない等、①から⑥までの共通ルールに反しない範囲において、定めることができることとする。

その際、卸売業者、仲卸業者等の関係者の意見を聴くなど公正な手続を踏むとともに、卸売市場における取引の透明性を高めるよう、当該「取引ルール」は公表するものとする。

- 今後とも卸売市場が食品流通の核として品質・衛生管理の強化等の課題に対応しつつ円滑に運営が行われるよう、認定を受けた卸売市場に対し、引き続き、施設整備等への支援を行う。

4. その他

- 以上の方針に基づき、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法について、それぞれ改正する法案を次期通常国会に提出するものとする。